

「筑波大学法案」に反対する声明

政府が今国会に上程した「国立学校設置法等の一部を改正する法律」案は、筑波大学の創設をはじめ、大学に従来の学部にかわる研究・教育組織や副学長をおくことをねらった学校教育法改正案、従来の教授会にかわって人事委員会が教員の選考をおこなうことができるとした教育公務員特例法改正案を含んでいる。

この法案に示された政府の大学構想は、大学自治をはじめとする、従来の大学の理念を根底からくつがえし、中央集権的な管理体制をつくりあげることによって、政府による大学支配をいっそう強めようとするものである。しかも、この法案は、中教審路線にしたがって設置しようとしている筑波大学だけを対象にしたものではなく、それを契機として、なしくず的に全国の大学を政府・財界のおもうままに再編成することをねらったものであるといわざるをえない。

地学団体研究会は、発足以来、学術・研究の自主的・民主的発展をねがい、その精神にもとづいて一步一步着実に科学運動を発展させて来た。

われわれは、この法案にみられるような研究・教育体制のもとでは、われわれのめざしてきた「国民のための科学」はもとより、真の学問・研究の発展もあり得ないと判断し、この法案に反対するとともに、この法案に対する日本学術会議の筑波大学に関する声明をつよく支持することを表明するものである。

1973年5月5日

地学団体研究会第27回総会